北海道告示第 10682 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第５条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和４年９月 20 日までに北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和４年５月 18 日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ツルハドラッグ日高富川店

沙流郡日高町富川南１丁目 389－１

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社　代表取締役　伊藤　光博

東京都千代田区飯田橋２丁目 18 番２号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルハ　代表取締役　八幡　政浩

札幌市東区北 24 条東 20 丁目１番 21 号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和５年１月 11 日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,135 平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア　駐車場の収容台数　37 台

イ　駐輪場の収容台数　20 台

ウ　荷さばき施設の面積　64 平方メートル

エ　廃棄物等の保管施設の容量　８立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻　午前７時

閉店時刻　午後９時 50 分

イ　来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前６時 30 分から午後 10 時

ウ　駐車場の自動車の出入口の数

出入口２箇所

エ　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前６時から午後 10 時

２　届出年月日

令和４年５月 10 日

３　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道日高振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和４年５月 18 日（水）から令和４年９月 20 日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前８時 45 分から午後５時 15 分まで

(4) その他

縦覧については、日高町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は日高町へ問い合わせること。